

大分県漁業近代化資金運用基準

大分県における漁業近代化資金の融資に係る事務の取り扱いは、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。「以下法という。」）、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。「以下令という。」）、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年11月29日公布）及び大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱（「以下措置要綱という。」）によるほか、この基準によるものとする。

1 事前着工

借入申込に係る施設の取得は、原則として利子補給承諾日以後に行うこととし承諾日前の着工は認めないこととする。ただし、以下の（1）～（2）のほか、やむを得ない理由がある場合にはあらかじめ知事の承認を得て着工することができる。

（1）知事が別に指定する災害または経済変動に伴い必要な事業である場合。

なお、利子補給承認前着工届の様式及び提出方法については、指定する災害または経済変動に応じて別に知事が定める。

（2）補助事業について、補助金の交付決定の遅れ等のため、事業効果の減退をきたす恐れが明らかな場合で、事前に事業実施を必要とするものについて、補助事業の指令前着工に係る所定の手続を終了したもの。

2 貸付対象事業（施設）又は附帯施設の範囲等

（1）第1号資金に掲げる漁船及び漁船に設置する機器については、次の条件をみたすものを採用すること。なお、第2号資金に掲げる運搬船についても同様とする。

ア 機関換装を行う場合の据付漁船は、原則として法定耐用年数以内のものであること。

イ 中古の機関を取得する場合には、1年以内のものに限る。

ウ 機器を取得する場合の据付漁船は、原則として法定耐用年数以内のものであること。

エ 中古漁船を取得する場合には、原則として耐用証明及び造船所の鑑定書など適正な取引価格が確認できる書類を添付すること。なお、鑑定書等の取得が困難な場合は、漁船損害等補償法により設立された漁船保険組合が算定した保険価格を取得漁船の価格とする。

（2）第2号資金から第7号資金に掲げる施設等については、原則として新品を取得する場合に限る。ただし、借入申込者の漁業経営の近代化、合理化に資すると認められ、知事の承認を得た場合にはこの限りでない。

（3）第2号資金、第6号資金及び第7号資金に掲げる建築物及び構築物に係る事業費の

範囲は次のとおりとする。

ア 附帯施設の範囲

当該施設の機能が十分発揮されるために不可欠な施設（例えば、電気施設、用排水施設、上下水道等）は、附帯施設として事業費に含めることができる。

イ 敷地の取得費

当該施設に必要な最小限度において事業費に含めることができる。

ウ 設計書、設計図及び見積書の添付

工事請負者又は購入先からの見積書、設計書及び設計図を必ず事業計画書に添付すること。

3 償還期日

(1) 償還期日

漁業近代化資金の償還期日は、月のうち20日に限定する。

4 事務手続き

(1) 借入れの辞退

漁業協同組合は、貸付予定者が借入れを辞退したときは、理由を付して文書により、速やかに報告すること。なお、次のような事業計画の変更は認めない。

ア 施設を変更したとき。

イ 事業費及び事業内容が計画の20%を超えて増減したとき。

(2) 別段貯金口座の開設

融資機関は、貸付予定者に自己資金相当額をできる限り別段貯金として貯金させ、貸付金及び貸付保留金の受入れ並びに事業費の払出し等を別段貯金口座を通じて行わせること。

(3) 利子補給承認申請書の提出期限

融資機関は、利子補給承認申請書を、事業着工予定日の20日前までに県に提出すること。

(4) 繰上償還

融資機関は、漁業近代化資金について、次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに期限を定めて当該資金の全部又は一部について繰上償還の請求を行わなければならない。

ア 定められた目的以外に使用したとき。

イ 措置要綱第8条第1項に定められた期間内に事業を完了しないとき。

ウ 借受者の虚偽の申出若しくは報告により貸付が行われているとき、又は必要な申出若しくは報告をしなかったとき。

- エ 改良、造成又は取得した施設等の滅失、譲渡、交換、貸付若しくは改変、その運営を他人へ委託、又はこれを担保に供したとき。
- オ その他借受資格者として要件を欠くに至ったとき。
- カ 事業完了の結果、事業縮小等の理由により貸付金が融資限度額を超過することとなったとき。
- キ 漁業近代化資金により実施した事業につき国又は地方公共団体等から補助金等の交付を受けたとき、又は借受者から自主的に繰上償還の申し出があったとき。
- ク 国又は県等が行う調査又は検査等の結果、一部又は全部について、利子補給承認の取消しを受けたとき。

5 報告及び情報提供

借入者は、借入期間中、毎年決算書を融資機関に報告しなければならない。

融資機関は借入者から提出される決算書を踏まえ、必要があると認めるときは、関係機関と連絡をとり適切な指導を行うものとする。

また、融資機関は県から借入者の経営指導等のため求められた場合は、決算書を提出するものとする。

附 則

改正後の大分県漁業近代化資金運用基準は、昭和46年度分の漁業近代化資金から適用し、改正前の大分県漁業近代化資金運用基準により昭和45年度以前に融資した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、昭和49年5月17日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年8月3日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年1月24日から適用する。

附 則

改正後の大分県漁業近代化資金運用基準は、令和2年10月30日の漁業近代化

資金から適用し、改正前の大分県漁業近代化資金運用基準により令和2年10月29日以前に融資した漁業近代化資金については、なお従前の例による。